

令和6年3月25日
＜問い合わせ先＞
住宅局建築指導課
住宅局参事官(建築企画担当)付
代表 03-5253-8111

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する
法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の制定・改正に関する
意見募集の結果について
(うち令和6年3月25日(月)公布の告示案部分)

国土交通省では、令和6年2月1日(木)から3月1日(金)までの期間において、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の制定・改正に関する意見募集を行いました。このうち令和6年3月25日(月)公布の告示案部分について寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

※上記の告示案以外の告示案に関する意見募集の結果につきましては、今後、当該告示の公布に併せて公表する予定です。

○脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の制定・改正に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※10の個人・団体から合計31件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

○脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の制定・改正に関するご意見

【建築基準法第21条第1項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第193号）等の一部改正】

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
吊元に丁番がある縦開戸・横開戸は本告示に規定する縦すべり出し窓・横すべり出し窓に該当するか。	一般に、縦開戸・横開戸は縦すべり出し窓・横すべり出し窓には該当しません。
複層ガラスについては、トリプルガラスとしても良いか。	トリプルガラスは複層ガラスとは別の仕様であり、告示で規定する複層ガラスには該当しません。
防火設備の仕様について、図示してほしい。	今後マニュアル等で図示することを検討します。

【排煙設備の設置を要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分定める件（平成12年建設省告示第1436号）等の一部改正】

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
<p>階数が2以下、延べ面積が500㎡以下で警報設備が設けられている病院等の用途以外の用途の建築物における一定の基準を満たす部分に関して排煙設備の設置緩和の規定が設けられたが、病院等の用途が建築物の一部にある場合は、当該建築物の部分について本規定は適用できないか。</p>	<p>貴見の通りです。</p>
<p>「スプリンクラー設備その他これらに類するもの」には、パッケージ型自動消火設備は含まれるか。</p>	<p>パッケージ型自動消火設備は本規定において必要とされる消火性能を有することが確認できていないため、現時点ではこのスプリンクラー設備に該当しないものと考えております。</p>
<p>「戸（ふすま、障子その他それらに類するものを除く）」における「その他それらに類するもの」は、令第112条第13項と同様、ふすまや障子のほか、普通板ガラス、厚さ3mm程度の合板等で造られたものも含む、という解釈でよいか。</p>	<p>貴見の通りです。</p>
<p>「準耐火構造の間仕切壁」は、防火区画同様にスラブまで達する必要があるか。</p>	<p>貴見の通りです。</p>
<p>「天井の高さが3メートル以上である場合」とあるが、天井面が一定レベルでない場合は天井の高さの平均で判断して良いか。</p>	<p>床から天井までの高さが一番低い部分における当該床から天井までの垂直距離となります。</p>
<p>警報設備の設置やスプリンクラー設備等を設ける場合について、当該設備の設置範囲は最低限、規定を適用する部分のみに設置されていれば良いか。</p>	<p>建築物の部分に対して設置を求めている規定については、貴見の通りです。</p>

【建築基準法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件（平成 27 年国土交通省告示第 255 号）等の一部改正】

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
スプリンクラー設備及び警報設備の感知器の設置緩和について、これは消防法施行令第 32 条の規定に基づき、スプリンクラー設備等や感知器を不要と定める部分等においては、設置を要しないということか。	消防部局及び特定行政庁において支障がないと判断した場合においては、貴見の通りです。